

事業税

本試験問題

〔第二問〕問1

問1 次の【資料】に基づき、A株式会社（以下「A社」という。）の第33期事業年度に係る事業税について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

- A社の第33期事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までである。
- A社は電気機械器具の製造業及び卸売業を行っており、期末時点において、X県に本社及び営業所、Z県に営業所及び工場を設置している。
- A社の令和4年3月31日現在の資本金、資本準備金及び資本金等の額（地方税法第72条の21第1項本文の規定により計算した金額）は、次のとおりである。

資本金の額	1,000,000,000円
資本準備金の額	70,000,000円
資本金等の額	1,060,000,000円
- A社の第33期事業年度における各事業の売上金額は、次のとおりである。

製造業	1,400,100,000円
卸売業	4,231,600,000円
- A社の第33期事業年度における所得金額（法人税法施行規則別表四(34)欄の額）は、1,100,100,000円である。なお、そのうち、製造業による所得金額は200,000,000円、卸売業による所得金額は900,100,000円である。
- A社の第33期事業年度の法人税の額の計算に当たっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額800,000円のうち、530,000円を法人税額から控除している。

〔第二問〕問1

7. A社の第33期事業年度に係る事務所等の概況は、次のとおりである。

所在地	事務所等	従業員数	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係
X県	本社	85人	給与・賞与等 571,820,000円(※1) 退職金 60,750,000円 法定福利費 86,520,000円 企業年金掛金 38,450,000円	預金利息 7,730,000円 借入金利息 12,450,000円 他社の社債の利息 2,420,000円	自社ビルの一部 賃貸料 18,760,000円(※2)
	営業所	29人 (※3)	給与・賞与等 173,050,000円 法定福利費 26,420,000円 企業年金掛金 14,750,000円(※4)	借入金利息 3,130,000円	営業所の賃貸料 12,990,000円
	工場	10人	給与・賞与等 21,490,000円 法定福利費 2,840,000円 企業年金掛金 1,570,000円	—	倉庫の賃貸料 340,000円(※5)
Y県	営業所	2人 (※6) (※7)	給与・賞与等 4,330,000円(※8) 法定福利費 3,280,000円 企業年金掛金 480,000円 派遣契約料 3,760,000円	—	営業所の賃貸料 1,370,000円
Z県	営業所	33人	給与・賞与等 180,330,000円 法定福利費 28,280,000円 企業年金掛金 16,480,000円	借入金利息 2,150,000円	営業所の賃貸料 6,640,000円
	工場	24人 (※9)	給与・賞与等 222,850,000円(※10) 法定福利費 30,900,000円 企業年金掛金 17,240,000円	—	土地の賃貸料 21,820,000円 駐車場の賃貸料 490,000円(※11)

TAC予想問題

●全国公開模試〔第二問〕問1

問1

X株式会社（以下「X社」という。）は、A県、B県及びC県において鉄道事業及び販売業を営む法人である。

次の【資料】に基づき、X社の第55期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料】

- X社の第55期事業年度は、令和3年4月1日から令和4年3月31日である。
- X社の資本金の額及び法人税法に規定する資本金等の額は、以下のとおりである。

資本金の額	952億8,600万円
資本金等の額	1,258億9,600万円

なお、令和4年3月31日における貸借対照表に記載された資本金の額及び資本準備金の額の合算額は1,238億9,600万円である。
- X社の第55期事業年度における売上高は、事業別には次のとおりである。

鉄道事業	1,651億3,000万円
販売業	567億6,000万円
- X社の第55期事業年度に係る法人税法施行規則別表四合計欄の額は208億8,000万円であり、事業別には次のとおりである。

鉄道事業	150億2,000万円
販売業	58億6,000万円
- X社の第55期事業年度の法人税額の計算にあたっては、支払を受けた利子等について源泉徴収された所得税額及び復興特別所得税額57,925千円のうち、39,412千円を法人税額から控除される所得税額等としている。
- X社が第54期事業年度に提出した法人事業税の確定申告書において添付した第六号様式別表九（欠損金額等及び災害損失金の控除明細書）中、控除未済欠損金額等の翌期繰越額として計上されている金額の合計額は13,862千円である。
なお、X社は第55期事業年度において、私財提供や債務免除を受けていない。

●全国公開模試〔第二問〕問1

7 X社の事業部門別の各事業所又は事務所の概況は以下のとおりである。

事業部門	所在地	従業員数	人件費関係	利息関係	賃貸借料関係	その他
鉄道事業	A県	860人 ※1	給与・賞与等 3,616,925千円 法定福利費 532,564千円 企業年金掛金 93,816千円	借入金利息 6,721千円 手形売却損 3,157千円 預金利息 235千円	駅のテナントの 賃貸料 8,621千円	※1 この他に労働者派遣法に基づく派遣契約による派遣社員35名（派遣契約料108,600千円）がいる。
	B県	1,010人	給与・賞与等 4,316,851千円 法定福利費 612,362千円 企業年金掛金 107,590千円	借入金利息 5,657千円 預金利息 163千円 貸付金利息 3,797千円 ※2	土地賃貸料 1,698,236千円 土地賃貸料 31,050千円	※2 この他に子会社であるY社への貸付金に關しその返済が遅延したことにより受取った遅延損害金が320千円ある。
	C県	160人 ※3	給与・賞与等 895,213千円 法定福利費 137,195千円 企業年金掛金 25,700千円	預金利息 102千円	駅のテナントの 賃貸料 12,592千円 土地賃貸料 3,691千円	※3 第55期事業年度を通じて、入院加療により病欠欠勤している従業員2名が含まれている。
販売業	A県	60人	給与・賞与等 287,116千円 法定福利費 43,242千円 企業年金掛金 5,646千円	貸付金利息 1,583千円 預金利息 12千円	店舗賃貸料※4 3,594千円	※4 平成33年8月1日から2週間、賃貸した賃貸料159千円が含まれている。
	B県	35人 ※5 ※6	給与・賞与等※5 123,965千円 法定福利費※5 16,921千円 企業年金掛金 2,856千円	借入金利息 1,256千円 預金利息 10千円	店舗賃貸料 1,801千円	※5 この他に非常勤の役員3名（給与・賞与等20,023千円、法定福利費1,755千円）がある。 ※6 Y社へ出向した社員5名が含まれており、給与・賞与等はY社が負担している。また、X社は当該概況の金額の他、別途給与負担金6,502千円をY社に支払っている。
	C県	30人	給与・賞与等 151,296千円 法定福利費 23,643千円 企業年金掛金 3,869千円	預金利息 3千円	店舗賃貸料※7 7,602千円	令和3年9月5日に新設されている。 ※7 この他に店舗明け渡しの際の遅延のため、受け取った違約金が165千円ある。

〔第二問〕問 2

問 2 A 県及び B 県に事務所を設けて個人で事業を行う乙氏は、令和 4 年 3 月 23 日に全ての事業を廃止した。次の【資料】に基づき、令和 4 年度において乙氏が各県に納付すべき事業税額を、それぞれ計算過程を明らかにして求めなさい。

2. 令和 3 年中及び令和 4 年 1 月 1 日から令和 4 年 3 月 23 日までの事務所の所在地及び各月末日の従業者数（マッサージ業に従事する乙氏を含む。）は次のとおりである。

なお、従業者数には、乙氏と生計を一にする親族及びアルバイトを含む。

事業内容	所在地	令和 3 年											
		1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
マッサージ業	A 県	4	4	4	4	4	4	5	5	4	4	4	4
駐車場業	A 県	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
マッサージ業	B 県	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
不動産貸付業	B 県	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

事業内容	所在地	令和 4 年		
		1 月	2 月	3 月
マッサージ業	A 県	3	3	(2)
駐車場業	A 県	1	1	(1)
マッサージ業	B 県	4	(3)	—
不動産貸付業	B 県	1	1	(1)

●合格情報 P.29

〔B 研究問題〕

A 県 a 市に事業所を設けて薪炭製造業を、B 県 b 市に事業所を設けて山林からたけのこ、しいたけ、まいたけなど自然食品を採取及び生産をし、これらを販売する事業を、そして C 県 c 市でアパート（室数 20 室）の貸付けを行っている鈴木太郎氏は高齢のため、令和 3 年 10 月 10 日に同氏が行うすべての事業を同氏の長男鈴木一郎氏に譲渡した。次の資料を基に、鈴木太郎氏の令和 3 年度の事業税額を計算しなさい。

6. 各月末日現在の事業従事者数は、B 県 b 市の林産品販売業に従事する鈴木太郎氏のほか次のとおりである。なお、令和 3 年 10 月の事業従事者数は同月 10 日現在の数である。

所在地等	月	2 年											
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
薪炭製造業	A 県 a 市	5	5	6	6	5	5	6	5	4	3	4	6
林産品販売業	B 県 b 市	3	2	2	3	4	3	4	4	3	3	4	5
アパートの貸付け	C 県 c 市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		8	7	8	9	9	8	10	9	7	6	8	11

所在地等	月	3 年									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
薪炭製造業	A 県 a 市	7	6	4	3	3	3	4	4	3	3
林産品販売業	B 県 b 市	5	4	3	3	3	3	4	4	4	4
アパートの貸付け	C 県 c 市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
計		13	11	8	7	7	7	9	9	7	7